

令和5年第9回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和5年9月25日（月） 午後1時 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	山本 一博
教育委員	篠原 玲子	教育委員	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育部長	沢田 美亮
こども未来部長	中西 尚代	教育部次長	中西 美智代
管理監（学校教育担当）	栗田 一路	教育総務課長	池元 貴之
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	上林 昭	湖東図書館長	鈴木 厚子
教育研究所長	宮居 伝	幼児課長	増井 章恵
幼児課参事	伊藤 小百合	こども政策課長	小椋 学
学校教育課指導主事	磯崎 信一郎	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上20名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和5年第9回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第8回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第8回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「山本委員」と「青地委員」に署名をいただきます。なお、今回の第9回定例会の会議録署名委員は、「篠原委員」と「青地委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、次第に従い、進めさせていただきます。まず「1報告」ということで、教育長報告をさせていただきます。

2学期を迎えまして、小中学校では、運動会、体育大会また文化祭の季節を迎えております。コロナ禍で運動会の保護者観覧については控えていましたが、今年は多くの学校が従前の形に戻っており、私も先日は、船岡中学校と湖東中学校の体育大会、また朝桜中学校の文化祭に伺いました。多くの保護者が来場され、子どもたちに声援などを送っていただいていたという印象でした。

なお、2学期に入りましても暑い日が続き、学校においては熱中症に対し配慮を怠ることなく、一定のルールを定める中で教育活動を展開してきております。しかしながら、9月14

日には「田んぼの学校」の活動をしていた児童数名が体調不良を訴え、5名が病院に救急搬送され、翌日15日には、体育館で音楽会の練習中に体調不良を訴える児童1人が救急搬送されるなど、屋内外を問わず事案が発生しております。

「田んぼの学校」当日は、朝8時50分にWBGTの測定を行い、31以下の28.8の数値を確認した上で、田んぼに移動し、9時から30分程度稲刈り作業を行いました。水分補給や休憩を取りながらの作業でしたが、発熱と頭痛の症状を訴える児童が数名出たということです。10時に学校で再度WBGTの測定を行ったところ、校外活動を中止する31を示したので、中休みの活動を含め、校外での活動の中止を決定し、全校に周知を行っております。

なお、WBGTの測定は1時間おきを目途に行うとしており、31以上の場合に活動を中止することとしています。その時点で、体調不良を訴えていた児童を含め稲刈りを行っていた5年生の多くは学校に戻ってきておりました。体調不良を訴えていた児童については水分補給等を行うなど保健室で様子を見ておりましたが、30分を経過しても症状が軽減しない児童5名について、救急車を要請し、病院に救急搬送いたしました。診察の結果、冷却のみの対応で良いとの判断で、事なきを得、翌日は全員が元気に登校してくれています。

学校は、教育委員会が定めたルールに沿って適切に対応しておりますが、このような事案が発生いたしました。教育委員会としては、各学校長あてに今回の事案についての情報共有を行い、再度注意喚起を行いました。また、学校長は当日中に保護者あてに事案の経緯等をお知らせし、再発防止に努めることと、保護者の皆様には子どもたちの様子に心配りをいただくようお願いをしております。

なお、音楽会の練習で体調不良を訴えた児童については、熱中症ではないとの診断を受けております。

さて、教職員の働き方改革については議会からも質問をいただきましたが、中教審からの緊急提言が出されています。皆さんにも配布をさせていただきましたが、これについては後ほど協議事項の中で意見交換の場を持ちたいと思っておりますが、現段階での教育委員会としての考え方を少し紹介したいと思います。

緊急提言にもあったとおり、本市の小中学校でも、学校教育法施行規則が定める授業時数(1015時間)を大きく超える授業時数で教育課程を編成している実態があります。今から10年程前、エアコンを各教室に設置した際、夏休み期間を短縮する措置を取っております。このとき、一日の授業時数の削減を行わなかったため、授業時数の大幅な増加につながったものと考えられます。そういったことから、週当たりの授業のコマ数を減らすことと夏休み等の休業期間を見直すことを一体的に検討したいと考えています。

一方、中学校においては、今までの取組だけでは、なかなか超過勤務の削減につながっていないという実態があります。その主な要因に部活動が考えられますので、教員が指導する部活動を勤務時間内に留めたいと考え、中学校との協議を始めたところです。また、1日の授業時数の削減と組み合わせることによって、部活動自体の時間を大きく削減することなく実施できないかといったことも併せて検討したいと考えております。

もう一点、教育委員会として学校の支援体制の強化を図りたいと考えています。緊急提言の中にもありましたが、人材確保という点では、事務作業等を支援するスクールサポートスタッフをはじめとする各種支援員等を拡充しながら、教職員の負担軽減に努めたいと考えています。

また、緊急提言には保護者からの過剰な苦情や不当な要求に対し、教育委員会として、支

教育長

援体制を構築することが重要との指摘がありました。保護者からは、過剰な苦情や不当な要求ばかりではなく、学校に通いづらくなった子どもへの対応のことや特別な支援が必要と思われる子どもの就学先についての相談、また、非行を繰り返す子どものことでの悩みなど、日々切実な相談が寄せられています。こういった相談を学校だけで受けるのではなく、福祉部門や医療部門、公安部門の関係機関としっかり連携を取りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど専門的な知見を有した人にも加わっていただき、相談に応じ、アドバイスができるような相談体制の拡充が必要と考えています。

こういった対応策を具体化させ、保護者への適切な助言を行い、子どもたちの安心につながるよう努めたいと考えています。教職員の負担感を少しでも和らげたいと考えていますので後ほど御意見等をお願いします。

以上、報告とさせていただきます。次に教育部長から報告をお願いします。

(教育部長報告)

教育部長

皆様こんにちは。教育部長の沢田です。よろしくお願いします。

まず冒頭に、9月の上旬の新聞報道で、学校給食などを提供する食堂運営会社が突然に破綻し、全国の高校や公的機関で食堂や給食が提供できなくなったとのニュースが流れ、皆様にも御心配をおかけしていると思います。

原因は明らかではありませんが、原材料費や人件費の高騰が価格転嫁できず経営破綻したものと考えられています。

東近江市では、早くから学校給食業務は民間委託をしており、この件に関しても直接的な影響はないと確認をしています。業者とは5年間の継続契約をすることにより安定した雇用を図っていることに併せ、賄材料費は給食費を充当し市で購入していることや、光熱水費をはじめとする施設の維持管理経費は市で賄っていることから物価高騰の影響が少ないことが要因であると考えています。

しかしながら人件費や給食搬送の燃料費等影響する部分もありますので、業者からの相談があれば協議をしていきたいと考えています。

次に議会関係ですが、9月11日から13日までの3日間、一般質問が行われました。内容についてはお手元の資料のとおりですが主なものを御報告いたします。

山中議員からは2つの質問があり、まず学校給食において地場産食品の使用率と食品ロスについて質問がありました。令和4年度決算において、米を含まない主要21品門の使用率は26.3パーセントと令和3年度35.8パーセントから大きくシェアを減らしており、再質問では、その原因である地場産品の供給力や価格高騰の問題があったことを答弁しています。

山中議員の2つ目の質問は、「就学援助制度について」で、その認定基準や受給者数、受給率についての質問があり、東近江市就学援助費給付要綱に基づく基準、具体的には児童扶養手当を受給している世帯や世帯全員の所得合計額が生活保護費の1.2倍以下の世帯が対象になる旨を答弁しています。

今申し上げました1.2倍の基準、他市では1.5倍としている市もあり、市が任意で決定できることから引き上げが必要ではないかとの再質問がありましたが、現在は引き上げの必要性は感じていない、今後急激な景気の悪化等により就学が困難な児童生徒が増加していくことが予想されれば、その必要性を議論していく旨を答弁しています。

教育部長

辻議員からは、外国籍児童生徒数の推移といろは教室の利用者数の推移と評価について質問がありました。外国籍の児童生徒は年々増加しており、本年度から、いろは教室を八日市北小にも増設し、初歩的な日本語指導や生活指導を集中して学ぶことができ、在籍校に戻っても学校生活を円滑に進めることができると、利用者や学校から大変好評を得ている旨を答弁しています。

中村議員からは自然を学び体験できる施策について質問があり、山の子キャンプや、県事業ではありますが「うみの子」「やまの子」「たんぼの子」など、東近江市が持つ絶好の自然環境等を生かした自然体験学習を実施していることを答弁しています。

その他、田郷議員からは、教職員の働き方改革について、竹内議員からは脳脊髄液減少症での学校現場での周知について、井上議員からは学校教育と幼児教育の連続性や家庭地域の連携についての拡充策等の質問がありました。

また、この9月議会は決算議会でもあり、福祉教育こども常任委員会では令和4年度決算について審議が行われ、予算科目ごとに事業の進捗や方針などについて議論がありました。

話は変わりますが、9月14日には、フリースクール等を利用する親の会の皆さんが、経済的支援を求める署名、8,311筆、うち市内在住者分は、2,340筆を持って要望に来られました。かねてから申し上げてまいりましたとおり、不登校問題は全国的な大きな課題として捉えており、不登校となる「きざし」から卒業後の相談まで一貫した対策を講じる必要があります。児童生徒成長支援室の拡充や学校での初期対応の強化、機動性のある相談体制の強化など、教育行政の重点項目として整備を図っていきたくと考えています。

9月も終盤となりようやく暑さも和らいできました。これまで学校では厳重な熱中症対策を講じてきましたが、残念なことに熱中症若しくはその疑いにより救急搬送されるケースが何例もありました。また、コロナやインフルエンザでの学級閉鎖も引き続き発生していますので、学校での安全対策に十分配慮を続けていきたくと考えています。

以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございます。それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

皆様、こんにちは。こども未来部長の中西です。よろしくお願いいたします。

それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

この週末から、朝夕、気温が下がりますっきり秋らしくなりました。もうすぐ9月も終わりとなりますが、特に日中はまだまだ暑い日もあると思われまます。幼児施設では、9月末から10月にかけて運動会の開催を予定しております。熱中症には、十分注意し、現在、各園におきましては、運動会開催に向け、園児たちが練習に励んでいるところで、園児も保護者も楽しみにしている年に一度の行事ですので、無事に開催ができるよう願っているところでございます。

次に、8月下旬から、発熱による欠席者が増加し、4園で学年閉鎖や自粛登園を実施しております。原因は、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、検査は実施していないが発熱のためなどで、園では、引き続き手洗い、うがい、換気など感染防止につとめているところでございます。

次に9月市議会定例会の一般質問の質疑内容について御報告させていただきます。今回4

こども未来部
長

人の議員から多くの御質問をいただきましたので、主なものを紹介させていただきます。

森田議員からは、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現するための施策として経済的支援の主な取組について御質問をいただきました。若い世代の経済的支援の主な取組として、新婚世帯や子育て世帯などが住宅を取得する際に支援する住まいる事業補助金や出産・子育て応援給付金、児童手当、見守りおむつ宅配便事業、子どもの医療費助成などを行っている」と答弁いたしました。

次に、山本議員からは「こども未来戦略方針」「改正児童福祉法」「こどもまんなか社会の実現について」御質問をいただきました。児童福祉法の改正により、子ども家庭センターの設置が努力義務となったことによる今後の体制については、妊娠期から子育てや子どもに関する相談及び支援の充実を図るため、子ども家庭センターの設置に向け庁内の関係部署による会議を実施しているところである旨の答弁をいたしました。また、こどもまんなか社会の実現に向け、国ではこども政策の司令塔として、こども家庭庁が設置されたが、本市の今後の体制についての御質問については、本市では子ども・子育て政策をはじめ幼児教育、子どもに関する相談や支援に対応するため、こども未来部を中心に、様々な事業に取り組んでいるが、今後更に、関係機関と連携し子ども政策の総合的な推進に努めてまいりたいと答弁をいたしました。

次に、森議員からは「兄弟が別々の園に通園している状況」、「育休退園」、「ベトナム人園児の増加」、「保育士確保の課題」、「木育」など多くの御質問をいただきました。兄弟が別々の園に通っている状況については、受入枠が不足しているため別々の園になってもやむを得ないという保護者の意向を踏まえた上で入所調整を行っているためであると答弁いたしました。また育休退園については、本市では現在、待機児童が発生しており、今後、待機児童が解消される状況になれば、育児休業中であっても3歳未満児の継続利用ができるように取り組んでまいりたいと答弁いたしました。

次に、井上議員からは、保育士・幼稚園教諭が長く働き続けるための方策について、また、夏季休業中や放課後の子どもの居場所について、基本的な考え方について御質問いただきました。

その他、同定例会におきまして、一般会計補正予算として、児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金の国庫支出金精算返還金を計上しております。

また、民間園に対する感染症対策のための改修整備等事業として使用済みおむつの保管用ごみ箱購入等の費用補助、学童保育所指定管理料について、補助基準単価の改正等による増額補正を提案しております。

以上、こども未来部の報告といたします。

教育長

ありがとうございました。それぞれ報告は終わりましたが、御意見、御質問ございませんか。

山本教育長職
務代理者

こども未来部の一般質問についてですが、「兄弟が別々の園に通園している状況について」の背景と理由とについて、要は受入枠がないのですね。本当は、兄弟は一緒に園に行かせたいんですよね。それが42世帯あり、その理由として、それでも良いとする保護者がいるからという論法は、乱暴ではないかと思えるのですが。

こども未来部長	<p>皆さん兄弟が一緒の園に行けるよう希望されますので、10月の定期入所申込みの時は、入所が可能な場合が多いのですが、転入や育休明けなど、途中で入所される場合は、特に3歳未満児で待機児童が発生しております。そういったところで、上の子は今後の小学校就学のことを考えますと、その地区の園を選ばれ、3歳以上ですと受入枠の状況から考え、入ることが可能な場合が多いです。0歳児から2歳児の場合、待機児童が出ており、受入枠が不足している状況ですので、例えば「五個荘は入れないけれど八日市の小規模なら入れる」といった場合に、保護者が預かってもらえないと仕事に行けないので、それでも良いと入所の希望を出されれば、受付、調整をした中で仕方なく園が別になるという家庭が42世帯あるという状況です。</p>
山本教育長職務代理者	<p>それはよく分かります。保護者側からすると、毎年保護者が納得しているからそうしていると、この回答を見れば受け取れます。受入枠を増やすということを前提にしないといけないのではないかと思います。</p>
こども未来部長	<p>受入枠は、毎年増やすように努力しています。既存園の改修であったり新しい園の新設であったりと、受入枠は少しずつ増やしていますので、待機児童も少しずつ減っているのですが、皆さんの希望の方が大きく、それに沿わない状況です。また次年度になれば、新たに一斉に申込みを受付しています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>努力していただいているのはよく分かるのですが、文言だけ見てみると冷たく感じます。「育休退園の制度について」も待機児童が減ればきちんとしますといった答弁でしたので、同じような感覚で取ってしまいます。せっかく努力しているのにその辺をもっと言っていただければいいのと思います。</p> <p>ちなみに、10月の段階では別の園に行くということはほとんどないのですか。</p>
幼児課長	<p>ほとんどありませんが、あることはあります。</p>
山本教育長職務代理者	<p>分かりました、ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは続きまして、「2 議案」に移ります。</p> <p>「議案第23号 東近江市社会教育施設、社会体育施設等指定管理者候補者選定委員会要綱の廃止について」担当課から説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>生涯学習課の中西です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第23号東近江市社会教育施設、社会体育施設等指定管理者候補者選定委員会要綱の廃止について御説明します。</p> <p>まず、この要綱は施設の指定管理者を公募で選定する場合、本要綱に基づき選定委員会を設置することとしていたものです。それを今回廃止する理由につきましては、別紙提案理由に記載のとおり、令和2年度の組織改編により教育委員会所掌事務の一部を市長部局に移管</p>

生涯学習課長	<p>したことに伴い、対象となる施設を管理する所管課が同要綱第9条に合致しないこと。また、現在、社会教育施設、社会体育施設等指定管理者候補者の選定委員会を設置するに当たっては、施設毎の要綱を整備しており、今後、この要綱を活用する必要がなくなったため廃止するものです。</p> <p>詳しく説明しますと、今ほど、組織改編により教育委員会所掌事務の一部を市長部局に移管したというのは、要綱の第9条にあります教育委員会にあったスポーツ課が令和2年度に文化スポーツ部へ移管されたものです。</p> <p>また、各施設の指定管理者候補者の選定委員会を設置するに当たって、施設毎の要綱を整備していることについては、直近では、令和4年度に八日市文化芸術会館の指定管理者選定において、「東近江市立八日市文化芸術会館指定管理者候補者選定委員会要綱」を作成し、選考委員会を設置しておりますし、令和2年度には、スポーツ施設ですが、能登川スポーツセンターの指定管理者選定の際に、「東近江市能登川スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会要綱」を作成し、選考委員会を設置した経緯があります。</p> <p>このように、社会教育施設に係る指定管理者の募集が必要となった場合には、現状に即した要綱を作成し、選定委員会を設置したいと考えますため、今回、この要綱を廃止するものです。御審議よろしく申し上げます。</p>
教育長	説明は終わりました。御意見、御質問がありましたらお願いします。
山本教育長職務代理者	<p>令和2年度にスポーツ課が市長部局へ移管し、施設も令和2年度と令和4年度に指定管理をしており、それからの時間の経過はどうだったのですか。もっとこの議案が早く出てきてもよかったのではないかと思うのですが。なぜ今この議案が出てきたのか。ほかに活用する可能性があったのですか。</p>
生涯学習課長	<p>当初は公募ということになれば、この要綱を活用して委員会を設置するようにしていましたが、例えば社会教育施設、コミュニティセンターもありますが、これらは、公募でなく特定で選定をしていました。スポーツ施設につきましても、今まで公募というのがなかったと聞いています。もう一点、組織改編に伴い、例規の整備を行う中で、今回、所管替えができていない要綱ということが分かり、議案を上げさせていただいたのが経緯です。</p>
山本教育長職務代理者	分かりました。
教育長	では、議案第23号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	<p>ありがとうございます。では、「議案第23号 東近江市社会教育施設、社会体育施設等指定管理者候補者選定委員会要綱の廃止について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「議案第24号 東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」担当課から説明をお願いします。</p>

生涯学習課長 それでは、生涯学習課から議案第 24 号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について御説明します。

地域学校協働活動推進員については、社会教育法第 9 条の 7 第 1 項及び東近江市地域学校協働活動推進員要綱第 4 条の規定に基づき委嘱しており、今年 3 月の定例会で承認いただきましたが、この度、布引小学校の推進員村田 清蔵さんが一身上の都合により退任されました。その後任として、新たに森 美栄子さんを推進員に委嘱するものです。

森さんは、元教職員で、地域のことに詳しく、多くの人材を知っておられ、学校長から推薦があったものです。任期は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までです。

御審議、よろしく申し上げます。

教育長 説明は終わりました。この件について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

教育長 では、議案第 24 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 ありがとうございます。では、「議案第 24 号 東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は原案のとおり承認といたします。

続きまして、「3 協議事項」に移ります。

「令和 5 年度教育委員会表彰について」担当課から説明をお願いします。

教育総務課長 教育総務課の池元です。よろしくお願いいたします。

私からは、令和 5 年度教育委員会表彰の被表彰者について、追加の推薦がありましたので、説明いたします。

お手元の「令和 5 年度教育委員会表彰 推薦者・団体一覧」、「文化賞」の推薦調書、教育委員会表彰規則、教育委員会表彰基準を御覧ください。

前回の第 8 回教育委員会定例会におきまして、個人 14、団体 2 の推薦について説明をさせていただきましたが、今回文化賞として、追加で推薦いたします。詳細については、推薦調書を御覧ください。

9 月 11 日現在の推薦者・団体一覧を御覧ください。

今年度の教育委員会表彰の推薦者・団体は個人 15、団体 2 となります。

大変簡単ではございますが、説明は以上です。

ただ今説明しました対象者につきまして、教育委員会表彰の被表彰者としてよろしいか、御協議をよろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございます。説明は終わりました。この件につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

各委員	(意見、質問等なし)
教育長	「令和5年度教育委員会表彰について」は(原案の)推薦のありました方を認めていただけたものとして、事務を進めさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。
	<p>続きまして、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)について」と次の「報告事項」の中、福祉教育こども常任委員会報告の「東近江市立中学校部活動のあり方及び地域連携検討協議会報告について」は関連がありますので、担当課から併せて説明をお願いします。</p>
管理監(学校教育担当)	<p>学校教育課の栗田です。よろしく申し上げます。</p>
	<p>それでは、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)について」の資料を御覧ください。配布された資料は中教審から出された、いわゆる教員の働き方改革に係る緊急提言の内容です。</p>
	<p>趣旨については、1ページ目の9行目にあります、「教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあるといっても過言ではない」という言葉に集約されています。また、提言の中には、県教育委員会はもとより、市教育委員会、つまりこの教育委員会も自分事として強烈なメッセージを発信してほしいとあることから、本日は提言の概要説明と、後ほど教育委員さんの御意見を頂戴したいと考えています。</p>
	<p>まず、今回の緊急提言は3本立てとなっています。</p>
	<p>1本目の柱は1ページ目の四角囲みの1番、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進です。3ページ下の5行目から書かれている内容は、一つ目が「調査統計への回答等」の改善です。市には、国や県から連日、山のような調査統計依頼や研修案内が届きます。そして、調査を処理し報告するのはほとんどが学校現場です。このことについては、実は東近江市教育委員会はここ3年、多くの依頼を市で止める、あるいはインフォメーションという形で全職員に周知するというように改善しました。調査統計依頼のいくつかは、部局や各課に渡って被っていることもあり、不要なものも多いのですが、報告の必要なものであるかどうかを学校長だけでは判断の難しいものが多いのも事実です。そこで、県や課員になぜこの調査が必要なかと説明を求めたことで、市止めの調査統計依頼が増え、特に教頭・教務の業務改善は進んだと考えています。</p>
	<p>次に4ページ(2)各学校における授業時数や学校行事のあり方の見直しです。5ページ冒頭の標準授業時数の内容に書かれているものについて御覧ください。標準授業時数は、ほぼ年間35週(1015時間)で計画されていますが、学校は臨時休業や行事・委員会クラブ活動などの日数を加算して、約40週(1160時間)で計画しているため、実際の授業時数は標準時数を大きく上回っている(1086時間以上)実態があります。このことについては、以前ゆとり教育からの脱却を図ったときに、国が授業時数の確保を強く打ち出し、標準時数を下回る学校へは未履修などの理由で強い指導が入ったためですが、平成30年には「標準授業時数を大きく上回る計画を立てる必要はない」、つまり不測の臨時休業等で標準時数を下回</p>

管理監（学校
教育担当）

っても仕方がないと通知を出したにも関わらず、学校の改善が進まなかった内容です。

このことについては、学校だけで改善を進め、授業時数を減らすと「うちの学校の子どもは早く帰ってくる。学校の怠慢ではないか」などの保護者のクレームも出ることや、学童の受け入れなどの困難も予測され、なかなか学校単独では進められないと判断し、先ほど教育長が説明したように①夏休みを従前の9月1日スタートに戻す、冬休みを従前の1月8日スタートに戻すこと、②週の授業コマを現状の水曜日のみ5時間という現状を、週1日あるいは隔週で1日5時間目の計画ができないかということをご各学校に照会をかけています。このことについては、給食センターや学童保育・各種団体等にも影響するため、現在の状況の一報を入れていきます。

また、小学校ではここ6年間で月約8時間の超勤縮減となり、目標の月45時間の超勤を切って令和4年度は月平均約42時間の超勤という現状に対して、中学校については6年間で月2時間の超勤縮減にとどまり、令和4年度は月平均約58時間の超勤と改善が進んでいない大きな要因に部活動が考えられ、平日の部活動終了時刻は、勤務時間である午後4時45分終了、午後5時下校の実施に向け、日課の再編成を校内で協議いただいています。

続きまして、6ページの2、学校における働き方改革の実効性の向上については、丸印の二つ目、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対し、学校だけでは抱えきれないほど多様化しているため、市教委の支援体制として、次年度はスクールロイヤーの雇用を要望しようと考えています。

最後に3、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実については、国の教職員定数の改善がなかなか進まない現状もあり、各校に支援スタッフの充実を図りたいと考えています。具体的には、年々増加するいじめや不登校・暴力や性非行事案などに対して、スクールカウンセラーの非常勤から常勤雇用への転換と警察OBの常勤雇用を要望しようと考えています。

本日お話ししたいのは、今ほど説明しました、一つ目長期休業期間の変更と週の授業コマ数の軽減を一体的に改善すること、二つ目は部活動の勤務時間内の活動制限の2点です。どんなことでもメリットとデメリットがありますので、この教育委員会で審議いただく前に、教育委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。御協議をよろしく願います。

教育長

説明は終わりました。まだきちんと決めたわけでもなし、素案についても十分な議論をしたわけでもありませんが、基本的にはこういった考え方をベースに進めていってはどうかと思っているということを含んで、御意見等がありましたら聞かせていただければと思います。

沖田委員

部活動の件に関しては、別の委員会がありまして、午後4時45分まで部活動に従事し、午後5時には下校する。基本はそういった形ですが、それ以降の子どもたちの要望に対してどう応えるか。ちょうど学校教育課の担当が来られているので、今、その辺の議論を集約しているところという状況です。

教育長

すぐに極端に減ると、いろいろな部分の声が出ているのは承知していますので、先ほど言いましたように、コマ数を減らすことによって、一日6時間授業だったものを曜日によっては5時間で収められないか、それによって、従来と近い部活動の活動時間がある程度確保できるのではないか。その辺がしっかり学校の状態も掴みきれないと思いますので、その辺も含め

教育長	<p>て検討していきたいと考えています。また、概数的な数字が出てきましたら、委員会の方で議論していただけたらと思っています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>提言について読みましたが、今の2点の話に行くまでに、なんて国は無責任なのかと思いました。提言なので、諮問して答申なのでこういった表現になるのか知れませんが、段落ごとの語尾を見ると、「必要がある」が約8割です。その内容は多少なりとも分かりますが、そうしたらどうするのかということが全く書いていない。一つ、二つ書いているのは、卒業式などの学校行事は簡略化しろなど、それぐらいで解決できるのかと思いました。</p> <p>いくつか聞きたいと思っていましたが、8ページの支援スタッフの中で、「現在、予算上は14学級以上の小・中学校への配置」とありますが、特別支援員ですか。これは東近江市にも来ていただいているのですか。こういった人を配置することによって、先生の業務負担を軽減するとありますが、実際それはあるのかと思ひまして。</p>
教育部次長	<p>配置しています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>配置していて、現場はそれが負担軽減になってありがたいと思っているのか、拡大していくとありますが、どうなるのかと思ひまして。国は、会議には責任はないというものの、それを受けた国がどうするのかというのをまず示してもらわないと、県や市の教育委員会はどうしていいか分からないのではないかと。予算の措置もなく、何もないところで必要だと言われたから対応する。まさに、この提言が8月28日付けで出ており、東近江市教育委員会は教育長以下それに対して、すぐにこの時期にどうするかを考えているのはすごいと思ひました。国は、「具体的にこうであるから、提言に沿ってこうなさい」というのがないことがおかしいと思ひます。</p>
教育部次長	<p>スクールサポートスタッフの状況についてですが、当初スクールサポートスタッフは22学級以上ある学校に1人配置されるという基準でしたが、コロナ禍で学校の消毒など、労務員では手に負えず、また、先生が教室等の消毒をしていると先生の業務が増えるということで、勤務時間数を少なくして、6学級以上の学校に配置できると変わりましたので、市内の全小中学校にはスクールサポートスタッフを配置しています。ただ、コロナ禍で人を充実させており、消毒するための要員のような配置がされているので、全ての学校が学習プリント等の準備や電話の対応など、本来の先生の業務を担うものに移行しているかというところは確認ができていませんが、今回、提言が出されて、これまで以上の配置ができるということです。東近江市ではどういう形で配置していくかを検討しています。現在は市内31校全てにスクールサポートスタッフを1日3時間で5日間、一週間当たり15時間で配置しています。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>山本委員が言われるとおりです。「必要がある、必要がある」と言って、何も具体策がなく、特に酷いのは予算措置がないことです。部活動の移行もそれがネックとなっています。例えば今回、東近江市教育委員会が出している、定時で終わるということも、国が提言に書けばいいことです。そうすれば、市は進められるのですが、あえて書いていないので、東近江市教育委員会がおそらく市単独で県内一番にすることになります。いろいろな批判が来る</p>

管理監（学校教育担当）	<p>かと思えます。茨木県教育委員会は一度通知を出されましたが、もっと部活動をさせてほしいという高校があり、この高校のこの部活は延長して活動しても良いと認めるといった特例対応を取られました。</p> <p>東近江市教育委員会は、部活動として午後4時45分に必ず終了する。ここは外さず、特例も認めない。でも、地域連携があるので、夜に地域連携をしているクラブに行っている生徒は、沖田委員が言われたように地域連携で埋めていこうということで、また、滋賀県内で初めての取組であり、いろいろな市町から問合せが来ている状況です。</p> <p>滋賀県の地域連携のバックアップをするために適正な職務の時間の配置について、県に通知を作るように要望しているのですが、県立高校も対象になることから出す予定はないようです。</p>
教育部次長	<p>補足ですが、スクールサポートスタッフは、県から3分の1、国から3分の1の補助が出ており、市は3分の1の支出をしています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>国も3分の1の件数が令和6年度は倍増するとか、3倍増するということがあってしかるべきですよ。</p>
教育長	<p>本来であれば、正規の事務職員であれば100パーセントが国、県の費用となりますが、それが不足し、支援員という形となると、3分の1は市で負担しなさいということになります。</p> <p>そういったことがよくあります。本来は、教員や事務職員などの人件費は県や国が負担し、設備面は市町が負担するというのが公立学校の費用負担のルールとなっています。以前、臨時講師が多いと言いましたが、正規職員の場合は県教育委員会が人の雇用、配置等を行います。妙なことに、臨時講師の枠になった途端に市町で探すように変わります。臨時講師にするか、正規職員にするかは県教育委員会が決めます。臨時講師枠が多く、人がいないという中で、臨時講師の枠を削減するという考え方はなく、臨時講師の確保は市町です。言われ、それが確保できなければ市町で対応を考えることとなります。そうするとフリーの教員が担任をするという形がずっと取られているのが実態です。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>篠原委員は、お子さんが早く帰ってこられることに問題はないですか。保護者の意見として聞かせていただきたい。</p>
篠原委員	<p>アンケート結果を見て、保護者と生徒の考え方について、そんなに進める中で難しくなかったのかなという意見が多く出ていまして、問題なく進められそうだと思います。部活動に関してはいいとして、最後の「兼職兼業」について、意味が分かりませんでした。教員がという意味ですか。</p>
教育長	<p>アンケートについて説明してもらえますか。</p>
学校教育課指導主事	<p>学校教育課の磯崎です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>去る8月30日に行われました、「部活動のあり方および地域連携検討会議」では、前回の委員会で報告しましたアンケート内容の結果をもとに今後の本市の方向性を協議しました。</p>

まずは、本日はアンケート結果の概要について報告します。別紙資料を御覧ください。

1は回答者数、回答率になっています。生徒、保護者、教職員を対象にしていますので、上の方から人数は違いますが、パーセンテージが85.3パーセント、48.3パーセント、84.3パーセントということになっています。

2は回答者の状況です。生徒の方は回答者が3学年でほぼ等しい回答を得ました。各学年で900人程度の回答となっています。保護者の方は回答者の年代は、30代、40代の方で全体の約90パーセントでした。教職員については、回答者の年齢は20代が最も多く、続いて50代、30代、40代ということで、教職員の年齢構成と一致した回答を得ています。

3は生徒のアンケート結果です。まず、活動の所属ですが、学校部活動の所属は79パーセントで全体の約8割です。以前は全入制（全員何かの部活に所属）という中学校がほとんどでしたが、今、市内で全入制を採用しているのは1校のみです。学校部活動に所属している生徒は年々減少の傾向にあり、ここからも部活動のあり方を市として検討しなければならない時期が来ている状況がお分かりいただけると思います。残りの2割については、地域のクラブや文化団体への所属が14パーセントあり、この数字は今後もっと大きくなると予測しています。一方でどこにも所属していない生徒も7パーセントいます。

次に活動目的ですが、学校の部活動は、「友達と楽しく」や「体力・技術の向上」が上位を占めたのに対し、地域のクラブは「活動のレベルが高い」「専門的な指導が受けられる」が上位を占めました。ページをめくってください。

(3) どの活動にも参加していない生徒に参加の条件をたずねたところ、「指導がやさしく丁寧」「活動時間がほどよい」「勝ち負けにこだわらない」など、専門性競技性よりも健康志向や趣味志向重視であることがわかります。これは、今までの心と体を鍛える部活イメージが入部を阻害している現状が読み取れます。

4 保護者のアンケート結果を御覧ください。保護者が部活動に期待していることについては、「自主性や社会性」「協調性や忍耐力」「あいさつやマナー」など社会に出ても必要とされる人間性の向上に高い期待を持っておられるのに対し、「大会・コンクールでよい成績をおさめること」を望んでいるのは約8パーセントにとどまり、生徒同様の傾向が見られました。

また、地域のクラブ活動に参加している生徒の保護者は、「専門的な指導」や「活動のレベル」の回答が最も多く、この質問も生徒同様の傾向が見られました。

右のページをご覧ください。次に部活動の地域連携・地域移行の意識については、保護者の約半数が「ひとつの中学校や近隣の中学校合同で行う部活動」を望んでおられ、その理由の多くは、子どもの送迎や費用などに対する保護者負担への懸念が読み取れます。また、グラフには示しておりませんが、地域連携を進めていく重要な課題として、「指導者の人材確保」が最も多く挙げられており、人材は指導者・競技者としての専門性より「資質・信頼・人間性」に重きが置かれていました。

最後に教職員へのアンケート概要です。部活動の感じ方については、やりがいに対して肯定的な回答が54パーセントと半数以上あるのに対し、「校務と部活動の両立」を理由に72パーセントの教職員が「負担に感じる」と回答しました。

ページめくっていただきまして、部活動のあり方に課題があるという質問に肯定的な回答をした教職員は実に96パーセントにのぼり、内容については「教職員の負担」は前述のとおりですが、外部指導者も含めて「適任者」、つまり専門性や経験者の課題が大多数を占めま

学校教育課指導主事

した。一方でグラフはありませんが、学校教育における部活動の教育的意義については65%の教職員から肯定的な回答があり、「部活動は課題はあるけれど持続すべき」と考える多くの教職員の思いが読み取れました。

また、部活動の地域連携と進行している地域移行については、68パーセント、約7割の教職員が賛成し、反対と回答した教職員は約1割だけでした。

地域連携に対する主な賛成理由は「業務の負担軽減」と「学校の役割の見直し」が多くを占め、反対理由の多くは「部活動の教育的意義」と「生徒指導上の問題」でした。

地域連携の課題は「受け皿となる団体や人材の確保」と「トラブル（生徒指導や怪我）が起こった場合の責任の所在」が多く、保護者の回答と共通していました。

(4)は教職員の部活動の兼職兼業に対する意識調査です。許可を得て自身が指導に関わるかどうかですが、12パーセントが許可を得て自身が指導に関わりたい、30パーセントが悩んでおり、58パーセントが兼職兼業を行うつもりはないという回答が出ています。

ここまでの、アンケートの結果概要となります。また、前回、8月30日に行われました検討協議会では、このアンケートの結果を受け、それぞれの団体から意見が出され、このアンケートの公表の方法を話し合いました。また、それぞれの団体がこの結果を受け、どのような地域連携が可能なのかという意見を伺い、次回までにどのようなことができるのかということを持ち帰っていただいたというところです。現在、部活動の外部指導員ということで、朝桜中学校に1名来ていただいています。地域連携の一つの形として、これからそういった形で関わっていただく方がいるかもしれないので、部活動外部指導員の募集チラシを作成していこうという話にもなりました。また、中学校の入学説明会が早いところで10月31日からあります。入学説明会よりは遅くなるかもしれませんが、中学校部活動以外の地域クラブや各中学校の部活動の種類等を全部提示する形でチラシが配布できればという話になっています。また、部活動指導員の報償費について、県からの財源を充てていますので、県教育委員会にまずは財源確保を要求したところです。第3回検討協議会は10月31日を予定しています。少し長くなりましたが、以上で説明を終わります。

管理監（学校教育担当）

篠原委員の質問の兼職兼業というのは、基本的には部活動は職務ですので、教職員は自分の職務で行っています。例えば、現在柔道部の顧問をしているが、本来バスケットボールの指導をしたいという方もいます。そういう方は部活指導員の兼職兼業届を出せば、別報酬が入り、他校での土日の指導に関われますし、地域クラブ活動についても報酬が出るのであれば、兼職兼業届を出して、そこに従事することができるということになります。そういった形で関わりたいかというアンケート内容になります。

篠原委員

中学校の業務をした上で行うかどうかということですか。

管理監（学校教育担当）

そうです。兼職兼業届を出して報酬を得て行うということになります。

教育長

御意見、御質問はございませんか。

小中学校の教員は大変だという印象は、結構皆さん持っていていただいていると思います。

山本教育長職務代理者

8ページの「3.持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」についてですが、(1)の下に丸印があり、(2)の下に丸印がありますね。どちらも文章が一緒です。「今後、丁寧に議論を深めていく必要があるが、まずは、国において、骨太方針2023に示された」となっています。官僚が作って、委員が承認した感じがしてなんとも悔しかったです。これで、財務省に提言が出ているので予算をつけるように言うのかと思うのですが、これでは予算はつかないだろうと思います。

毎回ですが、もっと国はしっかりしてもらいたい。冒頭にありますが「子どもたちに教育が大事なんだ」と、まさにこのような思いがあるのなら、もっともって命を懸けて官僚が動けばいいのではないかと思います。

篠原委員

夏休みを9月1日にする話ですが、今年も夏は暑く、東近江市のように9月より早く始まる学校もあれば、9月1日から始まる学校もありますよね。夏休みが早く始まって、親としてはありがたい方もいるかもしれませんが、9月1日に戻すことには賛成です。夏休みを延ばすこともですが、以前、毎週水曜日が5時間だったときもありますし、メリハリが少しある方がいいのではないかとずっと思っていました。現在は高学年になると毎日6時間授業で帰る時間も遅くなり、一週間、学校で疲れて、また土日にスポ少に行ってしまうという子も結構いるので、どうか時間が減らせるのであれば、学習面からみても、やはり少し中盤で休憩できる日があるといいかなと思いました。

話は変わりますが、スクールサポーター等を探すという件ですが、小学校の先生等に話を聞かせていただきました。賃金が安いこともかなりネックではないかということもあり、採用されても退職される。作業に対しての報酬が安すぎるということは感じますし、退職されたら先生が探さないといけない状況や、校区内の保護者でやっていただきたいと思う方がおられても、守秘義務はありますが狭い地域の中で、同じ校区では働きづらいと聞き、それを上手に解消できる方法がないのかと思いました。自身が働くのであれば、なるべく近いところがいいですし、子どもが行っている学校を手伝えればいいなと思いながら働けるのはいいのかなと思うのですが、その辺がうまく解消できる方法が見つけられれば、もっと働き手もあるのではないかと思います。

教育部次長

スクールサポートスタッフの賃金は、事務補助と同じですので、時間給949円です。でも、特別教育支援員も時間給949円です。資格等持っていない場合は、事務補助という形になります。今、最低賃金が上がり、それに合わせて賃金ベースが上がっています。10月1日から949円も上がります。

篠原委員

市に勤める職員の時間給ですか。それに合わせていると聞きましたが、市で雇用することになると合わせる必要があるのですか。

教育部次長

市で同じ給与表を使っています。

管理監(学校教育担当)

議会でも同様の質問が出ました。県費雇用と市費雇用の講師とで時間給に大きな差があります。その基準となるのが、県は雇用が困難であることから緊急対策として特別の規則を設

<p>管理監（学校教育担当）</p>	<p>けていますが、その規則が市にはなく、教育職をベースに給与を算出しているのので、どうしても差が出ることとなります。市で特別な対策を講じて新しい規則を作れば、時間給は上げられるということです。</p>
<p>教育部次長</p>	<p>時間給は、高ければそれに越したことはないのですが、扶養の壁などがあり、一日4時間以上働くと健康保険に加入したり、収入が106万円を超えたりと、上がると困る方が中にはおられます。現在、特別教育支援員は一日6時間で週30時間で募集しているものが埋まらないのですが、これを一日4時間に時間数を減らすことによって手を上げられる方がおられるので、一概に時間単価が高ければよいというものでもなく、とても難しいと思います。働いてどんどん収入を得たいという方は、単価が高ければよいと思うのですが、学校は長時間の勤務ではなく、子どもがいる時間帯に勤務いただくこととなりますので、そうすると週30時間の勤務になり、その辺で人を探すことがとても難しいです。</p>
<p>篠原委員</p>	<p>いろいろな職業がある中で、学校で働きたいと思う方は、やはり教育についての観念を持たれて来られる方が選んで来られると思いますので、高い賃金を目指して集まって来られるのも困りますが、働く方がどうにか確保できればと思いました。本当に職員が足りなく、先日も校外学習に教頭先生が引率されており、雨が降りそうだったので、校長先生が雨雲レーダーを見ながら、コドモンを配信しないといけない状況かを自分で確認し、接客対応もされていたという状況でした。労務員が不足しているということでしたので、何とかならないかという思いが伝わってきました。教育委員会ではすごく考えてもらっていると、校長先生は仰っていましたが、どうにか手を打っていただければと思いました。</p>
<p>青地委員</p>	<p>スクールサポートスタッフについて、今、全校に配置されているという非常にうれしい話を聞きましたが、この方たちが学校でどのようなことをしているのか、仕事内容等について話をするといった交流の場はないのですか。学校ごとにいろいろあり、頼む方もこんなことを頼んでいいのかと思いつつやっているといます。その辺、お互いに良いアイデアなどを出しながら、せっかく皆さんおられるのだったらどこかで交流して、案外お互いの学校を知らないし、情報が入ってこないと思いますので、ぜひそういう機会を作っていただくといいのかなと思いました。</p> <p>管理監（学校教育担当）が言われたとおり、調査の件ですが、国の調査等は必ず来ます。なぜかというとお金が絡んでいるからです。国も補助金を出している、出した以上はその成果や結果、データを返してもらわないことには、国はそれがきちんと出てこないといけないのです。それが、国の仕事ですので。同じような調査が来るといのは背景に補助金が出ているからだだと思います。堂々巡りのようでおかしいのですが、それは一体どこから風穴を開ければいいのかと思いました。</p> <p>夏休み等については、私はいいのではないかと思います。教育長の話の中で、年間授業時数がオーバーしているとありましたが、なぜオーバーしているのでしょうか。確かに、一時期、下回ってはいけないという現場の意識がありましたので、一所懸命、維持していこうとしていたのは事実です。でも、仕方がないと言っていたら、私はいいと思いますが、コロナや学級閉鎖があったりなどそういったことで授業時数が足りなくなるといったことが現場としては怖いので、多めに週の時間数を組んでいるのではないかと思いますので、そ</p>

青地委員

の辺、もう少し子どもや地域のことを考えて、先ほど言われたように、週に1回は5時間にするなど、そういう形を全体で話してほしいと思います。校長会やいろいろな場面があると思いますが、みんなが協議して、確認して、承認していただくとみんなも安心するのではないかと思います。校長先生も不安だと思います。いろいろな情報が欲しいと思いますので、そういう中で話してもらおうといいなと思いました。自然と方向性も出てくるのではないかと思います。

管理監（学校教育担当）

交流については、勤務とは別の時間を取らないといけないので、少し壁がありましたが、来年度は交流が必要ということで、交流を持つように考えようと思います。特にスクールサポートスタッフは、学校によって仕事が全然違うので、確かに委員が言われる交流の時間が必要だと思いますので、夏休み等を使って実務のない日に実施したいと思います。

調査ですが、私は県教育委員会に長くいましたので、実は何の理由もなく毎年実施しているからと、調査しているものもたくさんあります。お金に関わるものは分かるので、それは必ず調査してもらいます。あとは、議会で聞かれたときに資料として必要だということもあります。このような、不明瞭な内容を市教育委員会で仕分けや精査をしています。

教育長

コロナで2月末から1箇月と年度初めの2箇月に休みになりましたが、2箇月の時は夏休みを削って授業を行いました。授業時数が足りなくなるということがなかったというのが現実です。3月から1箇月間飛んだのですが、ほとんどの学校は「既定の授業時数はもう終わっていた」という状況でした。そういった実態があるということも我々はしっかりと見つめ直して事に当たらないといけないと思いました。

教育長をする前に担当課で教室に空調をつけましたので、空調を付ければ学校としてどういった効果があるのか。その当時は夏休みも授業ができるのではないかと意見が出ましたので、その流れに沿って休みを減らすという動きがありました。授業時数の話は、その当時間聞いたことがありませんでしたが、そういったことも併せながら考えていく必要があるのだと思います。

沖田委員

部活の問題で、先生の働き方改革の面から捉えられていますが、少子化の中でチームスポーツがほとんど成り立たない、野球、サッカー、バスケット、どんどん学校の生徒数が減ってきたときに、チームスポーツで得られるものは大きいですよね、これをどのように保証するかも非常に重要だと思います。このことは、部活動についての隠れた問題として先生の働き方改革もさることながら、この問題をどうするのか。生徒数が少なければ隣のまちと一緒にするなど、こういったことも考えていくべき問題だと思っています。

管理監（学校教育担当）

部活動の目的について、アンケート結果が出ていましたが、委員が言われるとおり、チームスポーツは大事にしたいと思っています。

教育長

実際は2つくらい関わってほしいと思っています。チームスポーツ競技と個人競技に両方もそれぞれ関わっていいのではないかと考えています。そうでないと、今、言われたとおり、近隣の学校との合同チームを作った段階でどんどん廃部になるというのが今までの流れ

教育長	<p>でした。学校の中で一つのチームが構成できるような部員数は確保する必要があると思うと、ある程度絞っていかないと成り立たないですね。サッカーも野球もバスケットもバレーボールもしたいとなると、それだけで人数が足りなくなります。</p> <p>もう一点は、その中でレギュラーを争うだけの人数が欲しいと思います。一学年2クラスくらいになると男女別で30人ずつとなり、文化部を除いて25人ずつ程度かなと思います。なかなかそういう競技は厳しいとは思いますが、そこまで見越して競技数を減らしていかないと仕方がないのではないかと思います。それぐらいやっていると、本来の部活動の意義が十分発揮できないかなという気がします。</p> <p>ほかに何かありますか。</p>
山本教育長職務代理者	<p>保護者の苦情に対するスクールロイヤーというのは、法律家ということですか。来年度から配置されるということですか。</p>
教育長	<p>常勤ではありませんが、置きたいと思っています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>ぜひともお願いします。</p>
教育長	<p>とにかくいろいろな相談が、きちんと法的な裏付けを持ってアドバイスを受けられると非常に学校側としてもありがたいです。専門的な知見を持った方のアドバイスは心強い。</p>
青地委員	<p>その方は、学校に対しての専門家ですか。</p>
教育長	<p>保護者の相談も受けられますが、基本的には学校が受けることが多いと考えています。例えば、保護者には、子どもが学校に行きづらいと言いつたからどうしようかとなれば、その背景に何があるのかということを読み解いて、医療機関で診療を受けてはどうかなどというところまでアドバイスをしてもらおう。学校側が言うのではなく、専門的な知見を持った方に言ってもらえると、保護者も比較的受け入れやすいのではないかと思います。もし、学校が福祉のセクションに相談に行つてはどうかと言えば、投げ出したかのように受け取られてしまいます。そうではなく、他のところに相談に行つてもらつるのは大切なアドバイスではあるので、保護者に受け入れてもらえなければ何もなりませんので、受け入れてもらいやすいように専門的な方に相談に乗つてもらえることが大切だと思います。スクールカウンセラーでも、相談に保護者が来られて、相談を聞き、スケジュールを見て2週間後ですと言つているようではいけないと思っています。保護者はいてもたつてもいられない思いで学校に相談に来られますので、少なくとも2、3日の間にスケジュール調整が可能な形を取つたいと思っています。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>スクールロイヤーは、本来は学校問題の専門家でないといけませんが、そんな方はめつたにおられません。現役の方と東近江市教育委員会もなんとか契約できないかと考えています。全くの学校問題に対して素人の弁護士にお願いしても、適切なアドバイスができません。できるだけ専門家に関わつていただきたいと思っています。</p>

教育長

よろしいでしょうか。

また、協議が進展してきましたら、随時教育委員の皆様にご報告させていただくと思ひますし、御意見もいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それでは、「4 報告事項」に移ります。「福祉教育こども常任委員会について」教育部の部活動の件については、協議事項の中で報告がありましたので、こども未来部から報告をお願ひします。

「学童保育所の施設整備に対する市の方向性について」、「民設民営学童保育所の開設について」、「第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者の募集に係る選考結果について」の3点について併せて報告をお願ひします。

こども政策課長

こども政策課の小椋です。よろしくお願ひします。

最初の資料の「学童保育所の施設整備に対する市の方向性について」御覧ください。

この資料につきましては、8月21日の福祉教育こども常任委員会協議会において、報告案件として提出させていただきましたが、民設民営学童保育所の受入についての資料及び考え方等が不十分であったため、もう一度8月30日に特別に委員会協議会で説明をさせていただきます。その際の資料となっておりますので、これから説明をさせていただきます。

本市における学童保育所の現状としまして、昭和52年3月に御園小学校区の保護者によります民設民営の学童保育所が始まりです。その後平成6年7月の「八日市市こども未来懇話会の提言」をきっかけに公設民営による1小学校区に1箇所の学童保育所の整備を進め、平成25年度には全ての小学校区に開所することができました。しかし、令和元年10月からの保育料無償化等によって学童保育ニーズが高まり、入所希望者が増加し続け、待機児童が発生している状況です。

別添の資料を御覧ください。

一番上のクラブ数の推移を御覧ください。平成26年度29クラブから、10年経過した令和5年度は、39クラブにまで増設することができました。

また、真ん中の学童入所者数等で、推移の棒グラフは、市内の児童総数、折れ線グラフは学童保育所の入所者数を示しています。

その下の表を見ていただきますと、学童保育所の入所者数については、平成26年度996人から令和5年度は、1,594人まで増加しています。待機児童についても、平成26年度8人から令和5年度は46人と増加している状況です。

最初のページに戻ってください。

次に、課題として本市は、これまで待機児童の解消に向けて、学校内の余裕教室や小学校近くの公共施設を活用して、公設民営で新たな施設の確保に取り組んでいますが、施設の確保が難しい小学校区があり、さらに新たな施設が確保できても、必要な支援員の確保ができず、開所できない状況でもあります。今後も、市街化区域の中で宅地開発が進み、学童の保育ニーズは更に高まり、公設民営だけでは待機児童の解消は難しい状況です。

このようなことから取組等として、今後の市の方向性について、市は待機児童を一日も早く解消したい思いで取り組んでいますが、公設民営の施設整備には関係課との協議や予算の確保など多くの調整が必要となり、迅速にできません。公設民営の取組だけでは、待機児童の解消が、非常に難しいことから、今後は民設民営の取組も受け入れて、待機児童の解消に

取り組んでいきたいと考えています。

ただし、民設民営の学童保育所については、本市が求める基準を満たす事業内容である場合に限るとします。

「民設民営学童保育所に求める主な市の基準」としては、一つ目は、子どもが安心して過ごせる生活の場として、ふさわしい環境を整えること。二つ目は、東近江市内の児童を保育すること。三つ目は、既存の運営団体と協調し連携すること。四つ目は、閉所する場合には、在籍児童の次の保育場所を確保することとしております。

今後、新たな方向性をもって学童保育所の待機児童解消に向けて、取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。以上で、「学童保育所の施設整備に対する市の方向性について」説明を終わります。

続きまして、ここからは、9月20日の福祉教育こども常任委員会の報告案件です。

3枚目のカラー刷りの資料「東近江市学童保育所の開所フロー図」を御覧ください。

公設民営及び民設民営の開所するための流れを示しています。

まず「1 こどもの居場所」の中でも(1)の児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業には、基準があります。

点線の囲みを御覧ください。主な基準として保護者が就労等により昼間家庭にいない児童です。目的は、営利目的ではなく、学童保育所は遊びや生活の場であることです。職員体制は、放課後児童支援員の資格を持った支援員の配置、開所日数は、年間250日以上の開所が必要です。設備は、遊び、生活の場としての機能及び静養スペースを確保し、児童一人当たりの面積1.65平米以上の確保が必要となります。

この基準を満たしていないものは、放課後児童健全育成事業に該当しません。例えば、学習塾やスポーツ教室などがあります。

本市の学童保育所は、「公設民営での待機児童対策が可能な小学校区」では、「2-1 公設民営学童保育所を開設」に向けて取り組んでいます。運営者に対しては、子ども・子育て支援交付金要綱に基づき、委託料または、指定管理料を交付しています。

一方で、「公設民営での待機児童対策が困難な小学校区」で学校の空き教室はなく近隣に利用できる公共施設もないといった場合において、「民設民営学童保育所」は公募を行い、最も適切な事業者を選定します。事業者の選定においては、市の基準や補助対象条件を満たすことが必要です。

市独自の基準を示した「東近江市学童保育所運営指針(ガイドライン)」の主な項目は、一つ目は、「子どもが安心して過ごせる生活の場として、ふさわしい環境を整えること」、二つ目は、「東近江市内の児童を保育すること」、三つ目は、「既存の運営団体と協働し連携すること」、四つ目は、「閉所する場合には在籍児童の次の保有の場を確保する」としています。

また、待機児童の発生が予想される小学校区または、待機児童が発生している小学校区での開所であることです。

「3 選定された事業者による民設民営学童保育所の開設」に当たっては、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、補助金を交付していきます。

以上のように民設民営の学童保育所については、市が計画的な整備及び適切な事業者を選定することで、公設民営学童保育所と合わせて本市の放課後児童健全育成事業に取り組んでいきます。

そのような中、来年度、待機児童が発生すると見込んでいる能登川南小学校区について、

公設民営で待機児童の解消は困難な状況で、今から民設民営学童保育所を運営する事業者を公募し選定しては、来年4月の開所に間に合いません。具体的に申しますと、今から募集しても選定まで2箇月は時間を有することになり、選定された事業所は早くも12月もしくは1月から準備を始めることになり、これでは4月の開所は難しい状況です。

つきましては、市は待機児童を一日でも早く解消するため、今回は特例として、公募せず事業者を選定したいと考えております。以上で「東近江市学童保育所の開所フロー図」の説明とさせていただきます。

続いて、別紙の「民設民営学童保育所の開所について」を御覧ください。

このことにつきまして、民設民営の学童保育所の開始届の提出がありましたので報告いたします。開始届の提出がありました事業者は、一般社団法人おうみ育ちの家で、代表理事は山本恵子氏です。事業所の所在地は、近江八幡市江頭町1014番地です。開所予定場所は、東近江市垣見町751番地1で、対象小学校区は能登川南小学校区です。開所予定日は、令和6年4月1日、受入予定児童数は40名です。

今回、事業者から提出された開始届及び事業計画について、書類審査及び面談による事業内容の確認を行い、「東近江市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準」及び「東近江市学童保育所運営指針（ガイドライン）」を遵守するものと確認しました。

事業者の選定については、今回は特例として公募せず、一般社団法人おうみ育ちの家を能登川南小学校区の民設民営の学童保育所を運営する事業者として市は選定したいと考えています。

特例とした理由は、次の3点です。1点目、能登川南小学校区の待機児童が発生すると見込んでいる小学校区であること。2点目、同小学校区で本事業者以外に相談もなく開始届の提出がありません。3点目、今から事業者を公募しては、来年4月の開所には間に合わないためです。

なお、本事業者には「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の基準に基づき、補助金を交付する予定です。以上で「民設民営学童保育所の開所について」の説明は終わります。

最後に、資料の「第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者の募集に係る選考結果について」を御覧ください。

本業務は第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、専門的な見地からの企画・立案及び策定に向けた支援を委託するものです。

履行期間は契約日から令和7年3月31日まで。選定方式は公募型プロポーザル方式としました。募集期間は、令和5年8月4日（金）から令和5年8月14日（月）まで行いました。5月23日から6月12日まで募集を行いましたが提案者がなく不調となりましたので、再度8月4日から8月14日まで募集を行い、1者からの提案がありました。

8月30日に提案事業者から提出された提案書類に基づくプレゼンテーションによる審査を行い、審査の結果、契約候補者は「株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所」に決定をいたしました。今後、子育て世帯へのニーズ調査の結果と第2期計画の検証を基に、第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画の策定を進めてまいります。

以上で、「第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者の募集に係る選考結果について」の説明を終わります。

以上でこども政策課からの報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長	ありがとうございました。この3件について御意見、御質問等ございませんか。
篠原委員	タイミング的にどちらが先かと思ひまして。待機児童が多くなってきて、新しく補助を出そうということが先で、こちらの業者がうまく見つかったのかなと感じますが、順番的に問題は無いのですか。
こども政策課長	能登川南小学校においては、待機児童が増えてくる見込みをこちらも持っていましたので、教育委員会とも協議をしている最中にこういった話をいただいたという経緯です。
篠原委員	大丈夫であればいいのですが、特例とありましたので、後から問題になるようなことがあれば困ると思ひ尋ねました。
教育長	なぜ公募するのですか。ルールがよく分からないのですが。例えば、今、学童でも待機児童が出ているということですが、そのエリアからどこかの事業所が、学童をすると言われたら、してもらったらいいと思うのですが、それをわざわざ公募にする理屈が分からないのですが。それを審査すればいいだけの話ではないのかと思ひます。
こども未来部長	学童保育所を開所したいときは、児童福祉法で開始届を出されると、市が確認をし、国の設置基準を満たしていれば、開所はできます。開始届を出されて、大丈夫であれば開所していただけて結構ですが、市が運営に対しての補助を出しますので、他のところでも開所したいところがあるかもしれないということで、公平性にかけるのではないかという御意見をいただきました。はじめはこども未来部では、届を出してこられたらいけるのかなという思ひもありましたが、市の補助金を出すのであれば、少しのタイミングの差で次のところが出てくればという話もありまして、公平性を保つためにはやはり公募は必要ではないかということです。学童という事業は補助金を出したからと言ってそれが、利益につながるものではありませんし、補助金が余れば返してもらわないとけいけませんので、儲かる事業ではないのですが、市が補助金を出すところに基準を置いて、公募して公平性を保つ必要があるということで、公募とさせていただきます。
教育長	公平性と言われればそれまでですが、基本的に待機児童が出ているのであれば、逆に公募をしないといけないのかなと思ひます。待機児童を解消する術を市が持っていないのであれば、それを解消しようと思えば、民間の手助けも求めたいと思ひ、ずっと公募していればいいと思ひます。施設規模は別として、手を挙げていただいたら審査をして、すぐにでも対応できるようなことをしていかないといけないのではないかと思ひます。 今の手続きなら、どうすれば公募するのか分からないのですが、一般的に言えば東近江市の中では、八日市地区の市街地エリアでの学童保育所の不足に対して、本当は公募していないといけないのではないかと思ひます。けれど、公募もしない、公設民営での解説も考えないというのはおかしいのではないかと思ひます。
こども未来部長	今までは公設民営だけだったのですが、民設民営という考え方も、このように相談があった中で、今後は必要だろうと思ひます。今回は間に合わないのか、特例でしましたが、今後

こども未来部長	<p>は計画的に箕作であったり、八日市北であったりそれぞれ施設を探していても、学校も子どもが増えるので教室も足りない、近隣の公共施設もないといったところは、公募をして民設民営でどこかないか募るといった方式は考えています。</p>
教育長	<p>そうだと思います。そうしないといけないのではないかと思います。それで審査をして、通せばいい話だと思います。逆に言えば、そちらに頼るくらい感覚を持たないといけないと思います。</p> <p>ほかはよろしいですか。</p> <p>続いて、幼児課から「幼児施設における外国籍児童数について」、「令和6年度認定こども園、幼稚園、地域型保育の利用申込みについて」、「保育の仕事 就職 I N 東近江の開催について」の3点を合わせて報告をお願いします。</p>
幼児課長	<p>幼児課の増井です。よろしくお願いいたします。</p> <p>幼児施設における外国籍児童数について報告いたします。これは、8月の常任委員会協議会で、委員から指示のあり提出したものです。資料は、A4縦置き「幼児施設における外国籍児童数」とある一覧表になります。幼児施設ごとに、外国籍児童数、その横に、外国籍児童数のうち言語サポートが必要又は希望のある児童数、その横に言語の種類を記載しております。令和5年4月1日現在の外国籍児童数の合計は131人、うち言語サポートが必要又は希望のある児童数は81人、言語の内訳でみるとポルトガル語が42人と一番多く、次にベトナム語が28人となっています。ベトナム語への対応が増加しており、自動翻訳機や携帯のアプリ等の活用やスポット的な通訳の派遣要請をするなどして対応しています。ベトナム語通訳の必要性は認識しており、配置について検討していきたいと考えています。</p> <p>令和6年度認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育の利用申込みについて説明いたします。資料は、A4縦置き「令和6年度認定こども園、保育所、地域型保育の利用申込みについて」です。令和6年4月からの認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育の利用申込みの受付を来月から開始いたします。</p> <p>1の申込期間につきましては、(1)の幼稚園、認定こども園の1号認定については、10月16日(月)から10月31日(月)までの午前9時から午後5時まで、(2)の認定こども園の2、3号認定、保育所、地域型保育については、10月2日(月)から10月31日(火)までの期間受け付けます。</p> <p>2の申込場所につきましては、(1)の幼稚園、認定こども園の1号認定については、入所を希望する施設、(2)の認定こども園の2、3号認定、保育所、地域型保育については、新規申込みの場合は、幼児課又は支所において、在園児については、在園する園です。</p> <p>3のスケジュールにつきましては、10月に申込受付、面談を行い、12月に入所審査、1月に入所決定を行います。入所決定通知の発送時期については、入所選考支援システムの導入を行い、発送時期の短縮を目指しておりますが、今年度については、システムの稼働等検証を行っていく必要がありますので、昨年度と同時期の1月中旬を予定しています。よろしくお願いいたします。</p> <p>保育の仕事 就職フェア I N 東近江の開催について説明いたします。資料はA4縦置き、カラー刷り、「保育の仕事 就職フェア I N 東近江」とあるチラシになります。</p> <p>開催日は10月21日(土)、時間は9時から12時まで、場所は河辺いきもの森で開催</p>

幼児課長	<p>いたします。申込みは、10月20日（金）まで、幼児課窓口、電話等で受け付けています。里山保育を体験いただき、東近江市の保育の良さをアピールし、一人でも多く保育人材を確保できるよう取り組みたいと考えています。説明は以上になります。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。御意見、御質問等ございませんか。</p> <p>幼児の場合、母国語がきちんとしゃべれないということが多聞にありそうな気がします。そういったケースはどうしているのですか。その子たちは、言葉は何語を学ぶのですか。日本語を学んでいくのか、母国語を学ぶようになるのか、母国語はだれが教えるのかなど、どう考えているのか分かれば教えていただきたい。</p>
幼児課参事	<p>母国語を大切にされる保護者もおられるし、そのまま移住してずっと暮らされる方もいますので、一概に母国語、日本語どちらをとというのは難しいところがあります。</p> <p>母国語は家族に習うしかありませんし、日本語は生活の中で学ぶといったことになると思います。</p>
教育長	<p>家庭で母国語に戻らなければ、日本語を学んでいけると思いますが、家庭は母国語ですよ。難しいところですね。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>母国語を忘れていくのです。心の愛着の問題があり、そういった課題が小学校でもあります。その内容については、やはり機械ではなく、通訳、人を入れていくことが大切ではないかと教育委員会は考えています。でも、人がないので機械を使っていますが。</p>
教育長	<p>非常に難しい問題だと思うのと、ベトナム国籍の小学生の数はそれほど多くはありませんが、資料の数字を見ていると、今後増えることを予想しておかないといけないと思います。小学生はどれくらいですか。</p>
教育部次長	<p>14人です。</p>
教育長	<p>ほかにございますか。</p> <p>それでは、続いて「その他」に移ります。各課から報告をお願いします。</p>
各課報告	<ul style="list-style-type: none"> ●教育研究所だよりNo.240（教育研究所） ●報告事項（生涯学習課） ●報告事項（図書館）
管理監（学校教育担当）	<p>前回の定例会で篠原委員から学力と教員一人当たりの児童への関り率の相関についての御質問がありましたので、調べましたので結果を報告します。</p> <p>小学校については、市平均の上位校と下位校のそれぞれで教員一人当たりの児童の関り率の平均を比較しました。その結果上位校は、8.3人の児童に対して一人、下位校は6.9人の児童に対して一人、つまり、きめ細やかに関わっている学校の方が平均としては学力が低いという結果です。このことについては、いろいろと原因があると思いますが、ある程度学校</p>

管理監（学校教育担当） は適正規模にすることで子どもたちは切磋琢磨しますので、そのことが学力には良い影響を与えるのだろうと考えます。もう一点は、課題の多い学校に多くの教員配置をしているということもありますので、必ずしも、学力と一人当たりの関り率とはあまり関係がないということでした。一方で中学校については、上位校と下位校で関り率の差は全く見られませんでした。中学校はある程度規模がありますので、しいて言えば、下位校の特徴は生徒指導の課題が多い学校です。特別支援の個別の指導計画の多い中学校、外国人在籍率の高い中学校の学力はなかなか厳しいという結果でした。

教育長 各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

教育長 以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。次回の第10回定例会は、令和5年10月23日（月）午後1時から「市役所東庁舎 東D会議室」で開催しますので、よろしくをお願いします。

また、第11回定例会につきましては、先に事務局から連絡しておりますが、定例会の後に社会教育委員との意見交換会を予定しております。11月22日（水）午前10時15分から「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催したいと思います。定例会後、お昼を挟んで午後1時から、社会教育委員との意見交換会を考えています。

ここで、事務局から当面の日程について連絡があります。

事務局 （連絡事項）

教育長 それでは、以上をもちまして、令和5年第9回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了 午後3時21分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
